

感染防止対策のための消耗品等の購入を補助します！

茅野市では、新型コロナウイルス感染症対策のために、市内中小企業者等が消耗品等を購入した経費の一部を補助します。昨年度の第1弾及び第2弾の交付を受けた方も対象となります。

補助概要

第3弾

- 補助対象者** 市内に事業所等を有する中小企業者等であって、長野県が推奨する「新型コロナ対策推進宣言」や「茅野あんしん認証」等に参加をしている事業者
- 補助対象経費** 対象期間内に**実施した**下記事業が対象

①新たな感染防止対策のための消耗品等の購入に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒アルコール液等の購入費用 ・ペーパータオル、アルコールウェットティッシュ等の購入費用 ・従業員へのマスクやフェイスシールド等の購入費用 ・抗原検査キット 等
②販路拡大等のための消耗品等の購入に要した費用	<ul style="list-style-type: none"> ・テイクアウトサービスに係る容器代等の購入費 ・テイクアウトやデリバリー等のチラシ作成費用 等

※備品購入は対象外となります。

※補助対象期間内に支払いを完了してください。特にクレジットカード決済の際はご注意ください。

- 補助率** 補助対象経費の **2/3** 補助限度額は5万円

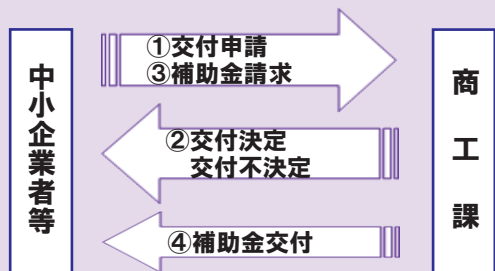
ちの観光まちづくり推進機構が認証する「茅野あんしん認証EAT」を取得したものは補助対象経費の10/10

限度額
5万円
1回限り

- ・消費税は含まないこと。
- ・国等の類似の補助金との併用はできません。
- ・振込手数料等は対象外となります。

- 補助対象期間** 令和4年4月1日～9月30日

- 申請手続き** 令和4年10月31日まで



※補助対象要件に該当しない場合は不交付となりますので、ご了承ください。

申請書類・報告書類

- ①交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②対象経費について支払った領収書もしくはレシートの写し（※領収書に消費税等の金額を明記してください。）
- ③消耗品等の明細がわかる書類（納品書、請求書、申込書等）
- ④新型コロナ対策推進宣言等に参加していることがわかる書類
- ⑤振込先口座の通帳の写し ⑥営業実績のわかる書類
- ⑦その他市長が認める書類 等

詳しくは、下記窓口へご相談いただくか、茅野市ホームページをご覧ください。

※茅野あんしん認証に関する問い合わせは、ちの観光まちづくり推進機構（TEL0266-78-7631）へお問い合わせください。

お問い合わせ

茅野市 産業経済部 商工課 ☎0266-72-2101（内線432～434）FAX0266-72-4255

（郵送先）長野県茅野市塚原2-6-1

E-mail shoko@city.chino.lg.jp URL <https://www.city.chino.lg.jp>

